

《現行の日本学術会議法を廃止し特殊法人として「日本学術会議」を新設する法案に反対する早稲田大学教職員有志の声明》

本年3月7日、政府（石破内閣）は、現行の日本学術会議法を廃止し、特殊法人として新たな「日本学術会議」を設置することを内容とする法案を閣議決定しました。

現行の日本学術会議法は、1948年に、憲法23条の「学問の自由」等の条項を具体化するための法律として制定されました。そして同法は、前文で「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」と宣言し、組織や会員選考に関する条項により日本学術会議の活動の独立性を保障しています。ところが、今回の法案は、このような前文や独立性に関する条項を削除することによって、現行法の歴史的な立脚点を否定するとともに、特殊法人に対する監督の規定を挿入することによって、日本学術会議を政府の監督下で統制できる組織にしようとしているのです。

2020年10月には学術会議会員候補者6名が政府（内閣総理大臣）によって任命拒否され、現在に至るまで違法状態が継続しています。今回の法案は、このような違法状態を放置するだけでなく、政府が会員任命に介入できる仕組みを導入しようとしているのです。政府は、会員の選考過程の透明化を法案提出の理由の1つとしていますが、現在に至るまで任命拒否の理由を説明していない政府には法案提出の資格があるとはいえません。

日本学術会議は、数ある良識的な日本の学術組織のひとつです。同会議には、早稲田大学からも多くの研究者が、会員・連携会員等として貢献をしています。今回の法案は、単に日本学術会議の問題にとどまらず、学問の自由な営み自体を脅かすものです。「学問の独立」すなわち「権力や時勢に左右されない、科学的な教育・研究」を行うことを教旨とする早稲田大学の関係者として、政府の姿勢は看過できません。

以上から、私たちは、法案の撤回を政府に求めます。

2025年4月24日

早稲田大学教職員有志一同（元教職員・非常勤講師を含む）

赤尾健一、大橋幸泰、中村隆之、酒井哲也、岡田正則、糊澤能生、増山 均、
若林幹夫、後藤雄介、小原隆治、石田智恵、岡山 茂、間藤茂子、雪嶋宏一、
浅倉むつ子、北山雅昭、小竹 聡、小宮千鶴子、広中由美子、御子柴善之、
三好裕子、橋本一径、齋藤純一、田村正勝、守中高明、松澤 徹、人見 剛、
井内美郎、大日方純夫、高橋晶子、愛敬浩二、石田 眞、浜 邦彦、米持賢治、
池上摩希子、草柳千早、吉田克己、丸本 隆、舘岡洋子、森由利亜、新美哲彦、
鶴見太郎、星井牧子、坂内博子、畑 恵子、澤口香織、田辺俊介、嶋崎尚子、
ほか5名

合計 53 名（2025 年 4 月 23 日現在）